

概要(実績評価書のポイント)

施策目標Ⅱ-1-1

食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

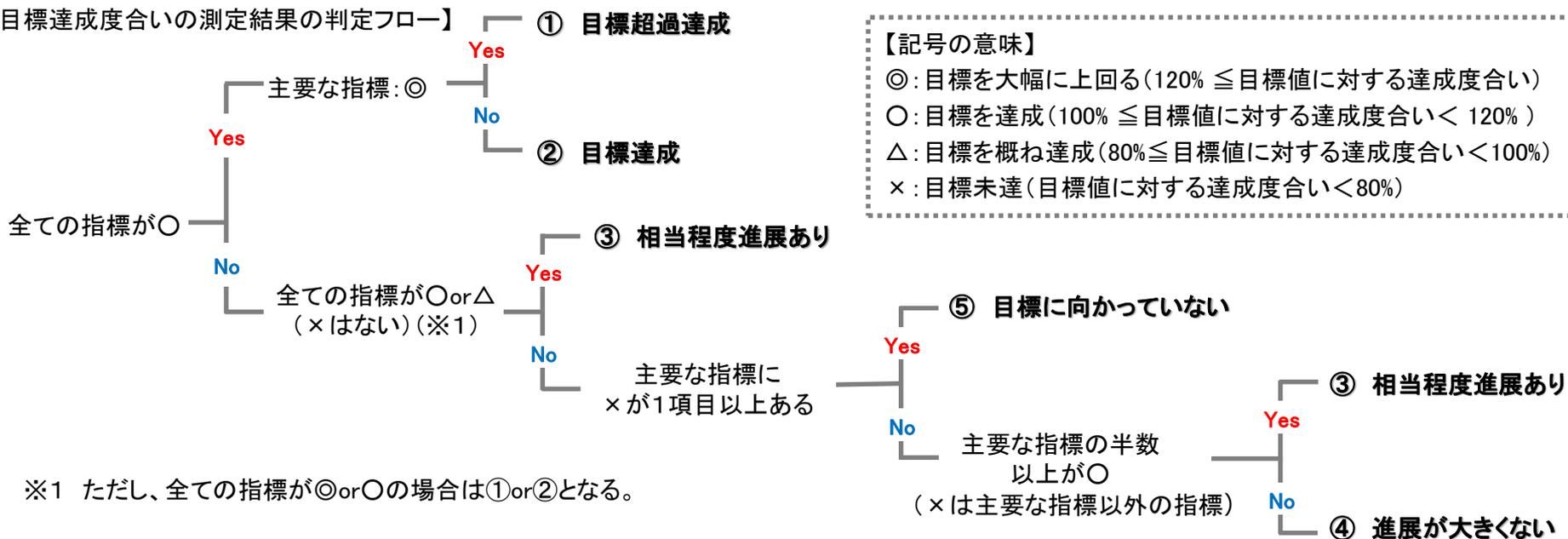
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-1-1）

基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1：食品等の安全性を確保すること

施策目標1：食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

(★)を付した項目はH30年の食品衛生法の改正点

※1 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保された(リストに示す規格に適合するもの)のみ使用できる。

現状(背景)

1. 食品等に関する規格基準の策定等

① 食品中の残留農薬等の対策

- ・ H18年より**ポジティブリスト制度**※1を導入し、制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等(758件)の残留基準の見直し

② 食品添加物の新規指定、規格基準改正

③ 器具・容器包装等の対策

- ・ 国際整合性確保のため**ポジティブリスト制度**を導入(★) [R2年6月]

④ 遺伝子組換え食品等の安全性の確保

⑤ いわゆる「健康食品」の安全性の確保

- ・ 指定成分等含有食品との関連が疑われる健康被害情報収集制度の創設(★) [R2年6月]

課題1

最新の科学的知見や国際動向を踏まえ、迅速な基準等の設定を行うための審査体制の強化等

達成目標1

残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進

2. 営業規制

① HACCPに沿った衛生管理の制度化

- ・ 原則として、**全ての食品等事業者**に、HACCPに沿った衛生管理を求める(★) [R2年6月(1年経過措置、R3年6月完全施行)]

② 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設(★) [R3年6月]

③ 食品等のリコール情報の報告制度の創設(★) [R3年6月]

課題2

食品の安全性向上の更なる対策

達成目標2

HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等

3. 検査・監視体制等

① 国内流通食品等の監視指導は、各都道府県等において国の指針を踏まえて実施。

② 輸入食品等の監視指導は、1)輸出国対策、2)輸入時対策は国が行い、3)国内対策は①と同様。

③ 食中毒対策

- ・ 年間の食中毒数は下げ止まり傾向
- ・ 広域的な食中毒事案への対応を行う上で必要に応じ、地域ブロックごとに広域連携協議会を設置(★) [H31年4月]

課題3

増加する輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

達成目標3

検疫所における水際対策等の推進

4. リスクコミュニケーション

① 消費者、事業者等の関係者が食品の安全に関する情報を共有し、それぞれの立場から意見を出し合い、ともに考え、社会的な合意形成の道筋を探るもの。

【厚生労働省の取組】

- ・ 輸入食品対策に関する意見交換会
- ・ ゲノム編集食品に関する意見交換会
- ・ HPやSNSによる情報発信
- ・ パンフレットや動画の作成 等

課題4

消費者等への積極的な情報提供
消費者等からの意見聴取
消費者等との相互関係の形成

達成目標4

食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1 前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率(アウトカム)

2 要請に基づく食品添加物の指定等手続を標準事務処理期間内に終えた割合(アウトカム)

3 大規模食中毒の発生件数(アウトカム)

4 許可を要する食品関係営業施設のうち禁停止命令を受けた施設数(アウトカム)

5 食中毒による死者数(参考指標)

6 輸入食品モニタリング検査達成率(アウトプット)

7 輸入食品の規格基準等の違反件数(アウトカム)

8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)

9 食品の安全に関する意見交換会への参加者数(参考指標)

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-1-1）

総合判定

【達成目標1】 残留農薬等の規格基準策定

指標1: △（目標達成率97%）

指標2: -（目標達成率-）

【達成目標2】 的確な監視・指導対策

指標3: ○（目標達成率100%）

指標4: ○（R2年度までの推移等）

【達成目標3】 水際対策等の推進

指標6: ○（R2年度までの推移等）

指標7: ○（R2年度までの推移等）

【達成目標4】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進

指標8: △（目標達成度97%）

【目標達成度合いの測定結果】

③（相当程度進展あり） B（達成に向けて進展あり）

【総合判定】

（判定期由）

- ・ 達成目標1の主要な指標である指標2は判定不能
- ・ 指標2以外の全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」であることから、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果は③で、総合判定はBであると判断した。

施策の分析(有効性の評価)

【達成目標1】 残留農薬等の規格基準策定

- ・ 指標1は、R2年度までは、毎年度着実に品目数を増やしていくとの考えから、毎年度の目標値を「過去5年の品目数の平均以上」としていた。
- ・ しかし、食品安全委員会による評価結果数の変動等による毎年度の状況を踏まえた指標の設定との考えから、R3年度から指標内容を変更。

（参考）R3年度の指標1

前年度に食品安全委員会から評価結果の通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直した品目の割合

- ・ R3年度実績値が目標値に若干届かなかったのは、新型コロナウイルス感染症への対応による業務過多により、数日単位で1年以内とならなかった品目が生じたため。
- ・ 食品添加物の指定等手続（指標2）は、食品安全委員会（食安委）から健康影響評価を受け取ってから、完了までに通常1年弱を要する。
- ・ R3年度中に食安委からの評価を最初に受け取ったのはR3年10月5日であり、その他に手続が必要な品目はなかったため、R3年度中に指定等手続が終了した品目はなく、指標は算出されなかった。

【達成目標2】 的確な監視・指導対策

- ・ 大規模食中毒の発生件数（指標3）は、H29年度以降の毎年度、低水準に維持された。
- ・ 食品関係営業施設の禁停止を受けた施設数（指標4）はR元年度及びR2年度はそれぞれ対前年度比で減少。HACCPに沿った衛生管理の義務化に向けた食品等事業者の取組や新型コロナウイルス感染症の影響（飲食店の営業時間規制等）もあると思われる。

【達成目標3】 水際対策等の推進

- ・ 輸入食品のモニタリング検査の達成率（指標6）はH29年度からR2年度まで毎年度100%以上を維持、また、輸入食品の規格基準等の違反件数（指標7）は実数として減少傾向にあり、違反率も届出件数の0.03%程度と低い水準を維持。水際対策等は有効に機能。

【達成目標4】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

- ・ 指標8はH29年度からR3年度まで毎年度目標値である80%に僅かに届かなかった。その要因としては、若い世代へのアプローチが十分でない可能性が考えられる。

施策の分析(効率性の評価)

【達成目標1】 残留農薬等の規格基準策定

- ・ 農薬等の規格基準の設定等（指標1）に関し、一日摂取量調査の単位当たりコストは毎年度0.1～0.2百万円で推移し、可能な限り効率的に実施。
- ・ 食品添加物等の指定等については、事前相談の実施により必要な調整を行い、調整に係る負担を可能な限り小さくして効率的に実施。

【達成目標3】 水際対策等の推進

- ・ 輸入実績や違反状況等を踏まえて策定した計画に基づき、効率的に実施。

【達成目標2】 的確な監視・指導対策

- ・ 食品保健総合情報処理システムの活用による情報伝達の効率化や都道府県等が地域の実情を踏まえ、毎年度計画を定め、効率的に実施。

【達成目標4】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

- ・ 食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁、農林水産省、食品安全委員会等の関係府省庁との共催による意見交換会の開催により、効率的に実施。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-1-1）

現状分析

【達成目標1】 残留農薬等の規格基準策定

- ・ 農薬等の規格基準の設定等については、今後も、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について適切に残留基準を見直す。
- ・ 食品添加物の指定等については、R3年度は新規指定等が行われなかったが、R4年度以降に指定等を予定している品目の手続きは遅滞なく進んでいる。新規指定等に関する要請が食品関連事業者等から多く寄せられていることから、引き続き、標準的事務処理期間内の手続きを実施していく。

【達成目標2】 的確な監視・指導対策

- ・ 大規模食中毒の発生件数は、ここ数年は発生件数に大きな差はないが、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等も念頭に食品の安全性の更なる向上が求められている。
- ・ 食品関係営業施設の禁停止を受けた施設数は、微減傾向にあるが、今後もHACCPに沿った衛生管理の定着に取り組むこと等により、営業禁停止の件数減少に向けた施策を進めていくことが必要。

【達成目標3】 水際対策等の推進

- ・ 輸入食品の届出件数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響より一時的な減少が見られたものの、経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれるため、適切な監視指導を行うための体制整備が求められる。
- ・ そのため、引き続き、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査の実施、検査結果等に応じた検査の強化を行う。また、輸入者に対する指導及び輸入前指導の一層の推進による、輸入者の自主的な衛生管理の推進を図る。

【達成目標4】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

- ・ 具体的な取組としては、食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成等を行っている。
- ・ 毎年度実績値が目標値に若干届いていない状況を改善するため、引き続き、リスクコミュニケーションの取組を強化する。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

【達成目標1】 残留農薬等の規格基準策定

- ・ 今後も制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等の残留基準を見直しを着実に進めるため、指標1及び毎年度の目標値は維持。
- ・ R4年度以降に添加物として指定等がなされる予定の品目の手続きを着実に進めるため、指標2及び毎年度の目標値は維持。

【達成目標2】 的確な監視・指導対策

- ・ 食品の安全性の更なる向上のため、指標3及び毎年度の目標値は維持。
- ・ 目標達成に向け、R3年6月に完全施行されたHACCPに沿った衛生管理の定着に向けた取組を実施。

【達成目標3】 水際対策等の推進

- ・ 毎年度の「輸入食品監視指導計画」で定める目標を達成することで、着実に取組を進める。

【達成目標4】 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

- ・ 第4次食育推進計画（R3年度～R7年度）を踏まえ、R7年度までに80%以上とすることを目標値とする。
- ・ 今後は、国民の食品安全に対する意識を一定程度評価でき、かつ、施策の効果が直接的に評価可能となる、食品安全に関する意見交換会でのアンケート調査を指標とする見込み。

患者数500人以上の食中毒事例(令和3年)

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品	病因物質名	患者 数	死者 数	摂食者 数
1	富山市	2021/6/16	製造所	牛乳	病原大腸菌OUT: H18(疑い)	1,896	0	6,243
2	倉敷市	2021/4/30	仕出屋	不明(4月26日~29日に提 供された給食弁当)	ノロウイルスGⅡ	2,545	0	6,453

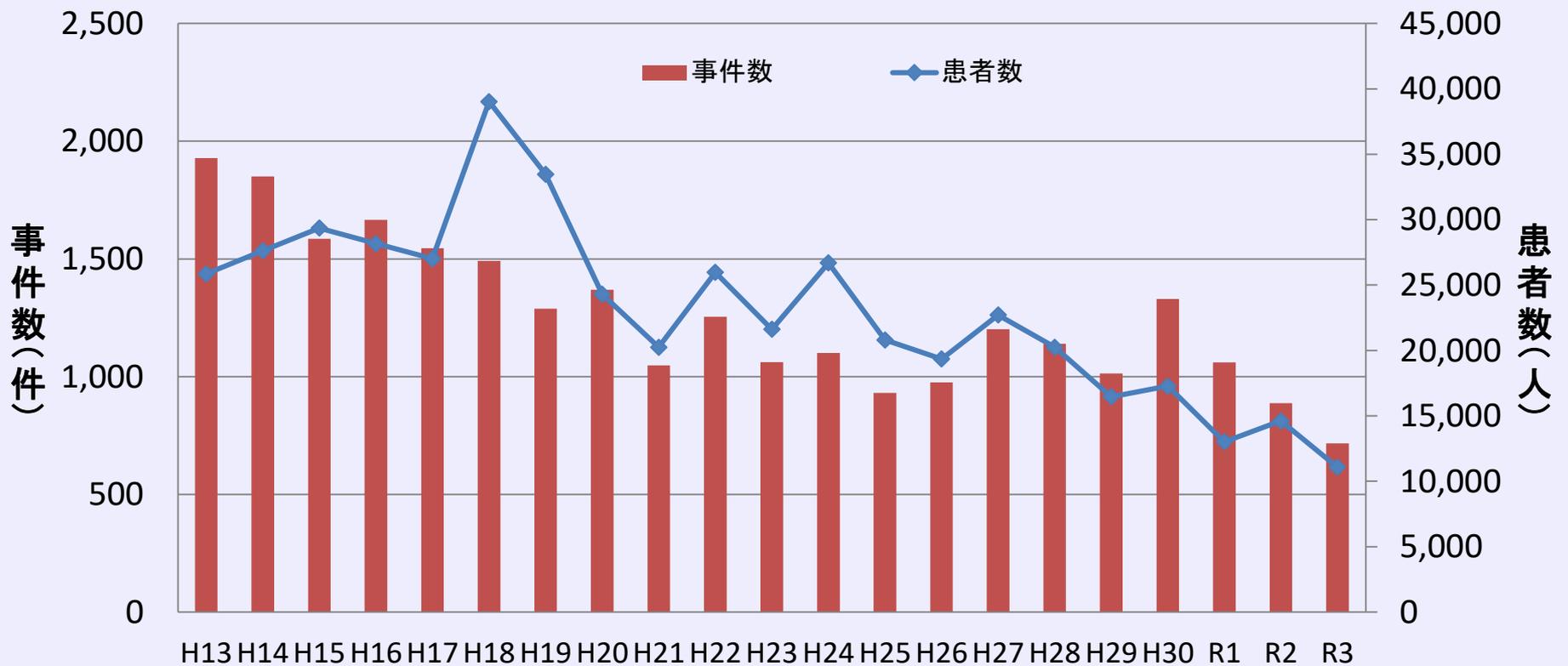
死者が発生した食中毒事例(令和3年)

	都道府県	発病年月日	原因施設 種別	原因食品名	病因物質種別	患者数	死者数	摂食者 数	死者年齢
1	小樽市	2021/5/26	家庭	イヌサフラン	自然毒 植物性自然毒	1	1	1	男:70歳~
2	沖縄県	2021/4/14	事業場 給食施設 老人ホーム	4月13日に調理され た春雨の和え物	細菌 サルモネラ属菌	11	1	179	男:70歳~

(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

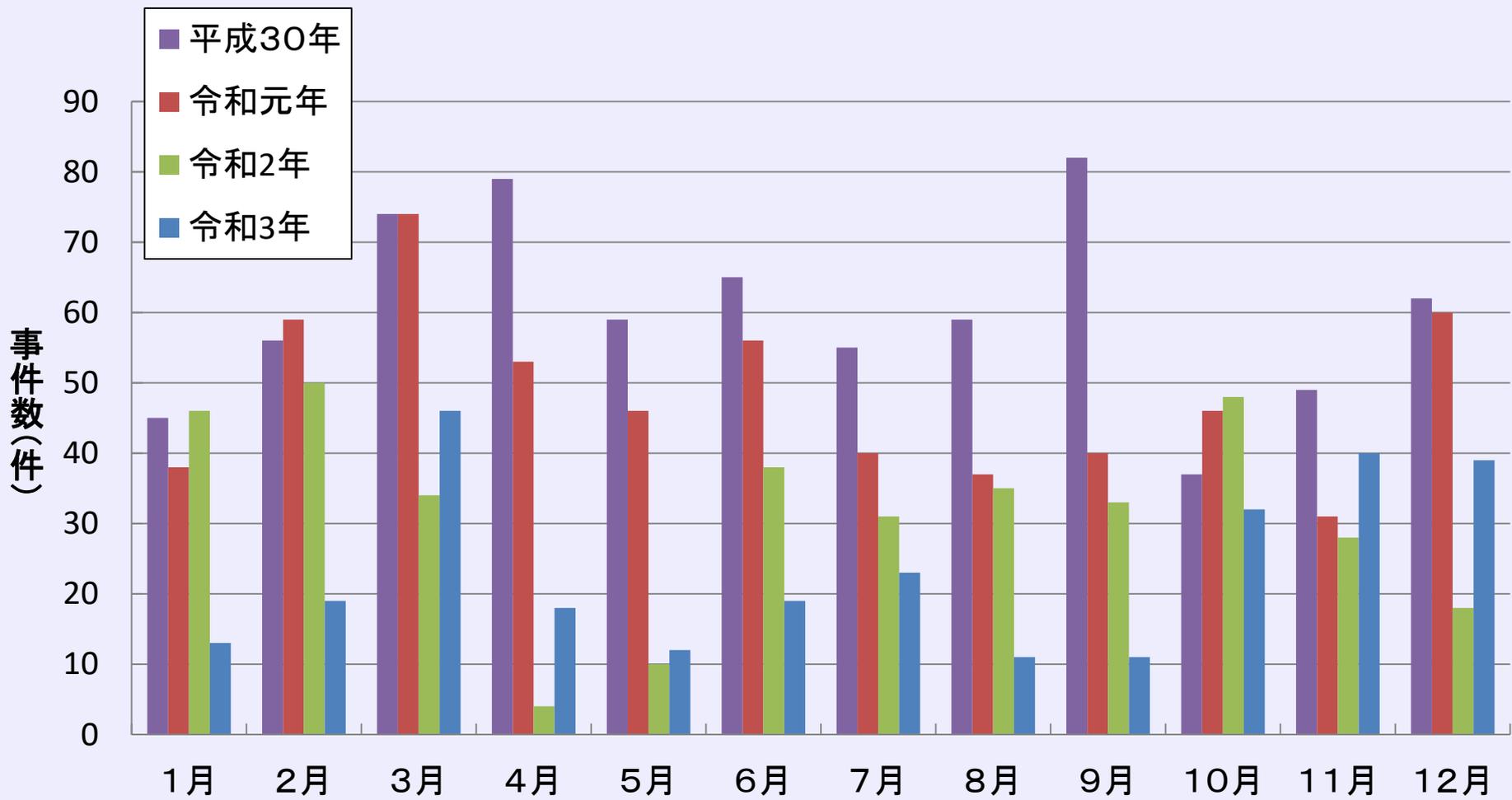
食中毒事件数・患者数の推移(全体)

	事件数	患者数	死亡者数
R1年	1,061	13,018	4
R2年	887	14,613	3
R3年	717	11,080	2



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

原因施設を飲食店とする食中毒事件の月別発生状況



(資料出所)厚生労働省「食中毒統計調査」

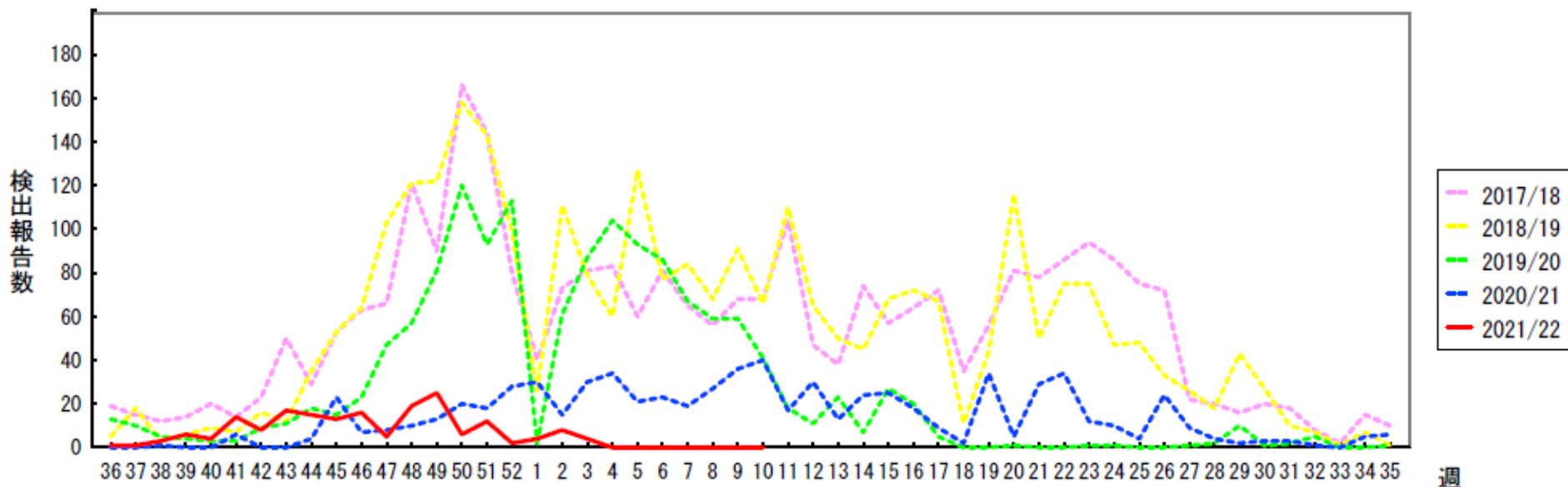
週別SRSV（ノロウイルス、サポウイルス）検出報告数、過去4シーズンとの比較、2017/18～2021/22シーズン

(病原微生物検出情報：2022年3月7日 作成)

* 各都道府県市の地方衛生研究所等からの検出報告を図に示した



Infectious Agents Surveillance Report



出典:国立感染症研究所ホームページ

